

第29回 骨髄提供同意立会特別委員会

骨髄提供同意立会特別委員会委員長 結城 康郎 (25期)



1 骨髄移植における弁護士役割

白血病は血液の癌とも言うべきもので、骨髄移植は、その病気に犯された造血幹細胞を健康なものに置き換える治療法です。血液の癌ともいうべき病気には、白血病の他、再生不良性貧血や悪性リンパ腫等があります。現在、日本全国でドナー登録者は、30万人以上になり、累計移植件数も1万件を超えました。

この骨髄移植を行う事業は、骨髄移植推進財団が主体となって行われていますが、ドナー（骨髄液の提供者）が骨髄を提供するかどうかを決定する最終同意面談の際、立ち会るのが骨髄提供同意立会弁護士で、骨髄移植が適正かつ円滑に実施されることのお手伝いをしています。

その意味から、人権の直接的擁護にも資しているもので、全国で当会と広島県弁護士会のみが関与していましたが、最近、長野県弁護士会でも立会弁護士制度を設けたようです。

人によっては、委員になると、自分で骨髄を提供することになると考えているようですが、そのようなことはありません。あくまでお手伝いです。

2 骨髄提供同意立会特別委員会の概要

委員会の設立は平成7年で、比較的歴史の浅い委員会ですが、骨髄提供同意立会弁護士を派遣するための派遣センターの運営等の職務を行っています。

委員会の委員は40名（以内）、任期は2年、現在委員長1名と4人の副委員長で組織されています。

定例日は、原則として毎月第4金曜日の午後1時30分から3時30分で、骨髄移植に伴う実務的な検討や、問題事例の報告等が行われ、1年に1回研修会も開催しています。

今年の研修会は、2月22日に行われ、午後3時か

ら5時まで2時間にわたり、神奈川県立がんセンターの部長にもおいでいただきました。

3 立会弁護士の派遣状況

立会弁護士の派遣先は、1年間で450件以上にも及び、派遣先は東京の他関東6県のみならず、山梨県や長野県にも及びますが、派遣先の病院は全部で109ヶ所、遠い所は日立総合病院等へも行っています。派遣された場合、財団より1件につき15,750円（消費税含む）の日当（内10％は会納付金）と交通費の実費が支払われ、山梨県等の遠隔地の場合、当会から3,000円の遠隔地手当が上乘せられて支給されています。

現在、約179名の派遣のための弁護士が登録されています。平成21年度までは、派遣のための登録数に限度がありましたが、平成22年度からはその限度が撤廃され、一定の要件を満たせば、委員でなくとも派遣弁護士として登録できますので、大いに登録して下さい。

4 その他の活動

また、委員会からは骨髄移植推進財団のドナー安全委員会やPBSCT（末梢血幹細胞移植）委員会へも委員を派遣しており、骨髄移植や末梢血幹細胞移植そのものの安全性や様々な問題点、そしてドナーの安全や骨髄移植等の方法の安全性等についても法律的立場からの重要な提言も行っています。

*** 骨髄提供同意立会特別委員会に関する問い合わせ先**
全体委員会 毎月第4金曜日午後1時30分～3時30分
担当事務局 人権課 TEL.03-3581-2205